

令和 5 年

第 8 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 5 年 7 月 14 日

閉 会 令和 5 年 7 月 14 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 令和5年度大津町一般会計補正予算の概要

会 議 に 付 し た 事 件

議案第52号	令和5年度大津町一般会計補正予算（第8号）について
--------	---------------------------

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 5 年 7 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 5 2 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 8 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 2 6 分 開会
開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。本臨時会につきましては、会議規則 9 条で 1 0 時 2 5 分から開会ということにしておりますので、御了承お願いしたいと思います。

それではただいまから、令和 5 年第 8 回大津町議会臨時会を開会します。

議事に入ります前に執行部より訂正の申出がっておりますので、これを許可します。

西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長 (西岡多津朗) 皆さん、こんにちは。6 月 2 6 日に開催されました第 7 回大津町議会臨時会で荒木議員から水路の所有件について質問がありました。その中で台帳図面に記載されていないため国の所有という答弁をいたしました。その後財務局と協議を行い、全員協議会で説明させていただいたとおり町の所有と訂正をいたします。

申し訳ございませんでした。

○議 長 (桐原則雄) ただいま執行部より訂正の申出がありましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄) 異議なしと認めます。

よって訂正を承認します。

本日の会議を開きます。なお、津田桂伸議員及び坂本健康福祉部長より欠席の届けがっておりますので、御報告申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 番大村裕一郎議員、2 番田代元気議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と、本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第52号 令和5年度大津町一般会計補正予算（第8号）について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第4 議案第52号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第8号）について」ですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ173億2千609万9千円とするものです。

歳出について、農林水産事業費110万円を増額し、予備費110万円を減額するものであります。

議案第52号につきましては、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお所管部長から詳細について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。議案第52号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第8号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、起債のほかの債権補助金の詐欺事件の被害弁償交渉に係る委託料に関するものになります。

補正予算書をお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開き願います。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ173億2千609万9千円とするものです。

第2条で、債務負担行為の追加を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正ですけれども、今回の追加につきましては、代理人委託に要する費用に関するものでございまして、債務負担行為の期間を、「交渉が完結するまでの間」とし、限度額を「記載のほか債権補助金の詐欺事件における被害弁償交渉に係る代理人の委託契約による額」としております。

歳出について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款6、項1、目2農業総務費、節12委託料は、被災農家の債権補助金詐欺事件における被害弁償交渉に係る代理人の委託料になります。委託の内容としましては、被害弁償金の内容確認、それから被害側の弁護士との交渉、被告側弁護士との交渉、支払能力の確認や現金以外の回収方法の検討などを予定いたしております。款13予備費で、所用の財源を調整しております。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑を行います。

今回、弁護士費用ということで、あがっておりますけれども、この110万円というものは顧問弁護士に支払う弁護士費用と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） おはようございます。永田議員の質疑に対して御説明いたします。

永田議員おっしゃるとおり顧問弁護士に支払います委託料でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今回は、全員協議会でいろいろ議論がありましたけれども、民事訴訟まで起こすというようなかたちになるかと思われましても、うちの顧問弁護士の能力が低いとか高いとかいうわけではありませんけれども、こういった訴訟に発展して戦わなければならないというときには、その分野

に強い弁護士さんというのは必ずいるんですよ。すべからず強いわけではなくて、例えばいろんな事例があってその分野に強いという弁護士があると聞いたことがあります。戦うからには勝たなければならない。そして血税が詐欺にあったということであるならば、少しでも多く返還、できればもちろん全額ですけれども、そういった形で必勝の体制を作らなくてはならないと私は考えます。ですので、安易に顧問弁護士に顧問弁護士がいるからそこに委託したというふうなかたちにしか見えないんですね。やっぱりこういった事件において、訴訟においては、この弁護士ならば必ず勝てるというような人をたてるべきではないでしょうか。

質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 永田議員の再質疑に対して御説明いたします。

今回の委託料については今までお世話になっている顧問弁護士ということで考えておりますので、その後についてはどういった裁判に向けて準備したがいかについては、内容を見て検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） この110万円に対して思いますのは、例えばいろんなかたちで町は税金を使う、使わせてもらうわけですけれども、妥当である金額というものを算出するために競争入札というものをやりますよね。要するにいろんな形で比較するわけです。金額を比較するわけですけれども、今回は能力で比較するべきではないでしょうか。そういった選択の仕方というものを考えるときではないかなと思いますけれども、そういったかたちというものをきちんと検討されたのかどうか質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 永田議員の再々質疑に対して御説明いたします。

今回は顧問弁護士の先生から見積書をいただいております。その中で顧問弁護士の割引というものもございますので、その中で検討しておりますほかの弁護士と比較検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 今回の弁護士委託の補正であります。債務負担行為あるいは全協での説明を町が被った被害額をできれば全額、可能な限り多く取り返すことはもちろん大切ではありますが、そもそもこうした事件が起きた背景をきちんと明らかにすることが大きな目標にしないとお金さえ返ってくれば安易に妥協するということになりかねない。先ほど質問が出ましたけど、水増しをした業者、あれは建設を請け負った事業者がまたその請負先から裏金を回すようなこういう役場側がいくら努力しても見抜けないことは、こうした熊本地震のような大災害の場合、細かいチェックまではなかなか行き届かないというのはわかると思います。だからこそ結果的にこうした

悪質な事例があった場合は、きちんとその責任を明らかにさせると。それが裁判の目的であってほしいと思うんですけど、そういう決意みたいなものを伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

おっしゃるとおりこちらは背景を明らかにすることによってしっかり住民の皆さんにお知らせすることはもちろんですけども、それが再発防止につながっていくと思います。現在ですと、我々も細かい部分に関しては公判で知るところで検察からも詳しい情報はきておりませんが、そこは今後しっかりと確認しながら御説明等、再発防止につなげたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第52号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第52号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第8回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年7月14日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 大 村 裕一郎

大津町議会議員 田 代 元 気